

変更認定に関する新旧対照表

変更箇所	新	旧
<p>計画書 4 構造改革特別区域の特性</p> <p>9 ~ 10 行目</p> <p>10 行目</p> <p>21 行目</p> <p>23 行目</p> <p>26 行目</p> <p>27 行目</p> <p>30 行目</p> <p>31 ~ 32 行目</p> <p>33 行目</p>	<p>平成 17 年の国勢調査では 13,462 人であり</p> <p>高齢者人口が 25.4 %</p> <p>塩谷町教育特区計画・・・</p> <p>廃校となった小・中学校</p> <p>図っている</p> <p>学校設置会社・・・</p> <p>開校したことによって</p> <p>実現していくこととしている</p> <p>「塩谷町教育特区」として平成 17 年 7 月 19 日、認定となった</p>	<p>平成 12 年の国勢調査では 14,171 人であり、</p> <p>高齢者人口が 22.7 %</p> <p>このたびの特区計画・・・</p> <p>廃校となった中学校</p> <p>図ることを計画している</p> <p>今回、学校設置会社・・・</p> <p>開校することによって</p> <p>実現していきたい</p> <p>本町は「塩谷町教育特区」を申請することとした</p>
<p>計画書 5 構造改革特別区域の意義</p> <p>6 行目</p> <p>8 行目</p> <p>19 ~ 27 行目</p>	<p>設立した通信制高校</p> <p>設立した通信制高校</p> <p>が、学校設置認可時は、設置する高等学校が通信単位制高等学校ということもあり、登校回数も週 1 ~ 5 回(5 回はごく僅か)であることから、旧大宮中学校 1 校で施設規模は十分と判断し、認可に至った経緯はあるものの、開校後は在籍生徒の学力の差、精神的負担の差が大きいことが懸案事項となり、能力に応じたクラス分けによる、教育カリキュラムを実施している。そのため、2・3 学年が揃う平成 19・20 年度には生徒数も 2・3 倍強となる見込みであり、教室不足が深刻な問題になることが予想されるため、平成 19 年 3 月末をもって統合により廃校となった、周囲を田園に囲まれ優れた教育環境を有する、近隣の旧大久保小学校を第 2 校舎と位置付けることにより、教育施設の充実、より質の高い教育の推進が期待できる。 を追加</p>	<p>設立する通信制高校</p> <p>設立する通信制高校</p>

変更箇所	新	旧
39行目 50行目	設立した高校 同校の <u>運営</u> に当たっては	設立する高校 同校の <u>開校</u> に当たっては
計画書6 構造改革特別区域の目標 7行目 10行目 23行目 40～41行目 41行目	平成18年4月1日に開校した本校においては 本特区計画の認定により 取り入れることを推進している 及び「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業(820)」 を削除 設置した	このたび設立する高校においては 本特区計画の具体化により 取り入れることを計画している 及び「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業(820)」 設置することとした
計画書7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 2行目 12行目 13行目 13～14行目 19行目 23行目以降表中 表下段	設立した通信制高校には 採用しており 少子化に伴う小・中学校の統廃合 二つの校舎を利用する 採用しており 集中スクーリング参加者(延べ人数) 18年度在籍予定者 410名 19年度在籍予定者 850名 20年度以降在籍予定者 1500名 18年度集中スクーリング参加者 820名 19年度集中スクーリング参加者 1700名 18年度年間消費金額 1230万円 19年度年間消費金額 2250万円 平成18年度については実績。 を追加	設立する通信制高校には 採用する予定となっております 少子化に伴う中学校の統廃合 校舎の一つを利用する 採用する予定となっております 集中スクーリング参加見込 平成18年度在籍予定者 650名 平成19年度在籍予定者 1500名 20年度以降在籍予定者 2600名 18年度集中スクーリング参加者 750名 19年度集中スクーリング参加者 1800名 18年度年間消費金額 1125万円 19年度年間消費金額 2700万円
計画書8 構造改革特別区域の事業の名称 1行目 2行目	学校設置会社による・・・ (2)校地・校舎の自己所有を 要しない小学校等設置事業(820) を削除	(1)学校設置会社による・・・ (2)校地・校舎の自己所有を 要しない小学校等設置事業(820)

変更箇所	新	旧
別紙2 当該規則の特例措置の適用を受けようとする者 1行目	日々輝学園高等学校	仮称：武蔵通信高等学校
別紙4 特定事業の内容 設置位置 1行目	塩谷町大宮 2475-1 及び塩谷町大久保 1401-1	塩谷町大宮 2475-1
別紙4 特定事業の内容 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細 1～2行目 2～7行目	日々輝学園高等学校（通信単位制）は旧大宮中学校を利用して平成18年4月1日に開校したが、在籍生徒の学力の差、精神的負担の差が懸案事項となっており、能力に応じたクラス分けによる教育カリキュラムを実施している。また、2・3学年が揃う平成19・20年度には生徒数も2・3倍強となる見込みであり、教室数不足が深刻な問題となることが予想されるため、統合により、平成19年3月末をもって廃校となった近隣の旧大久保小学校を第2校舎と位置付け、教育施設の充実、より質の高い教育を推進するため、平成19年10月1日からの利用開始に向けて、教育環境等必要な準備を進める	仮称：武蔵通信高等学校（広域・単位制）の開校は平成18年4月1日を予定し、高等学校認可手続きの進行と併せて、教育環境・教員採用・生徒募集等の開校に必要な準備を進める
別紙5 当該規則の特例措置の内容（1） 塩谷町に存在する教育上の特別なニーズ 11行目	設立した通信制高校	設立する通信制高校
15行目	体験学習を実践している	体験学習を実践することとしている

変更箇所	新	旧
別紙5 当該規則の特例措置の内容(1) 塩谷町に存在する教育上の特別なニーズ 28行目 39行目 44行目 48行目 49行目以降	本計画で設立した高校 同校の運営に当たっては この施策が実現したため、 整えていくことが実践できている 本町では、以上のことより「 <u>学校設置会社による学校等設置事業</u> 」(816)の特例措置により、 <u>通信制(単位制)高等学校を設立することが適切であると判断した。</u> を削除	本計画で設立する高校 同校の開校に当たっては この施策の実現に際し、 <u>株式会社が学校を設置するメリットとしては、</u> <u>整えていくことが実践できることである</u> 本町では、以上のことより「 <u>学校設置会社による学校等設置事業</u> 」(816)の特例措置により、 <u>通信制(単位制)高等学校を設立することが適切であると判断した。</u>
別紙5 当該規則の特例措置の内容(2) 株式会社エデュコジヤパンの設置する学校が適切であると認められた理由等 3行目 一定の条件 12行目 13～14行目 15～16行目 14行目 14～15行目	学校を設置した 本町所有の旧大宮中学校(20年間の賃貸契約)が締結されており、旧大久保小学校を利用する第2校舎に関しても同様な賃貸契約を予定している。 今回、「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業」(820)の認定申請も併せて行っているが、 を削除 なお、学校運営に必要な資金に学校評価時における経営報告により問題なしと判断する	学校を設置することとした 本町所有の中学校(20年間の賃貸契約)を予定している 今回、「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業」(820)の認定申請も併せて行っているが、 学校運営に必要な資金に会社の資本金と、準備金として1億5千万円を用意しており、十分であると判断する

変更箇所	新	旧
情報公開 2行目 3行目 4行目 5行目	日々輝学園高等学校 期間を除いて公開している 以降は公開が可能となっている 情報を公開している	仮称：武蔵通信高等学校 期間を除いて公開することにしている 以降は公開が可能となる 情報を公開する
地方公共団体による評価 1行目 2行目 2行目 3行目 4～5行目	町独自の <u>通信単位制高等学校審議会を設置している</u> この <u>通信単位制高等学校審議会</u> <u>年二回の学校評価</u> 実施している <u>公表の請求、問い合わせにより公表しているが、</u> <u>今後は町のホームページ上でも公表することとする。</u>	町独自の <u>私立学校審議会を設立する</u> この <u>私立学校審議会</u> <u>年一回以上の私立学校評価</u> 実施することとする <u>一般に公表することとする</u>
セーフティネット 1行目 2行目 2～3行目 5行目 7行目 7行目 8行目 9行目 9行目 10行目	本町は、 <u>本特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、</u> 当該学校設置・・・ 把握するように努めている また、 <u>在学者の適切な就学を維持することができるよう</u> <u>協力要請を行っている</u> 指導が行えるようにしている また、当該学校設置会社は 学校法人つくば開成学園 協定を締結しており 更に、 <u>その後は</u> を削除 連絡を行っている	本町は当該学校設置・・・ 把握するように努めることとするが 適切な就学ができるよう 協力要請を行う 指導が行えるようにする また、 <u>本町と当該学校設置会社は</u> 学校法人が設立する 協定を結ぶ予定である 更に、 <u>その後は</u> 連絡を密にしていく
審議会 1行目 2行目	<u>通信単位制高等学校審議会</u> 専門性を確保している	<u>私立学校審議会</u> 専門性を確保することとする

変更箇所	新	旧
審議会 4～5行目	認定後、 <u>通信単位制高等学校の 設立認可について審議したほか、 学校評価に関する年2回の審議 会も開催している</u>	認定後、 <u>速やかに審議会を開催 し、単位制・通信制高等学校の 設立認可について審議すること としている</u>